

道東で安保法制違憲訴訟を行う意味について

齊 藤 道 俊

はじめに

帯広から来ました、弁護士の方藤と申します。本日は「道東で安保法制違憲訴訟を行う意味について」のタイトルで、道東での安保法制違憲訴訟についてお話をさせていただきます。

いわゆる安保法制は、従来の憲法解釈の枠を越える「集団的自衛権の行使」を可能にすることが最大の狙いとされ、その制定の是非をめぐっては国内で大きな反対運動が起きましたが、結果として二〇一五年九月に制定（「国際平和支援法」の制定と、関係法律一〇本の一括改正）され、二〇一六年三月より施行されています（安保法制の概要については資料1参照）。

安保法制の違憲性を根拠に損害賠償請求などを行う「安保法制違憲訴訟」は、二〇一六年三月の東京での提訴を皮切りに、その後全国各地に広がり、二二の地方裁判所（地裁）で二五の訴訟が提

起されています。その多くが国家賠償請求訴訟ですが、差止請求訴訟も数件あります。全国二五の訴訟の原告の総数は現在七七〇四名、代理人の総数は延べ一六八五名に上ります。

北海道内では、まず「北海道訴訟」（原告四一八名）が二〇一七年一月に札幌地裁に提起されました。同訴訟はすでに二〇一九年四月二二日に判決が言い渡され、敗訴となった原告側が六月に控訴し、現在は札幌高裁で控訴審が行われています。これとは別に、道内では「道東訴訟」も二〇一七年五月二六日に釧路地裁に提起され、現在も裁判は進行中です。

私自身はこの道東訴訟の原告弁護士団に深く関わっています。このような立場から、道東訴訟の提起に至る背景と経過、訴訟の意義と現状、原告側の主張の内容、今後の展望などについてお話ししたいと思います。

1. 道東訴訟の概要、提訴の背景

道東訴訟の原告弁護士団が、釧路根室・オホーツク・十勝で活動する弁護士有志を中心とする道内外の弁護士五五名によって結成されたのが、二〇一七年三月一日のことです。四〇五月の帯広、釧路、北見での説明会を経て、五月二六日に一次提訴を行い、さらに七〇八月の根室と網走での説明会を経て、二〇一八年二月一五日に二次提訴を行いました。現時点（二〇二〇年三月四日）での原告の数は、一次が一六九名、二次が四八名、計二一七名に上っています（当初は計二二一名だった）が、提訴後の原告の方の死亡や北海道訴訟への重複提訴による取り下げがあった。

道内でもすでに先行して北海道訴訟が始まっていたにもかかわらず、あえて道東で別に安保法制違憲訴訟を行うに至った理由はいくつかあります。

第一は、東京訴訟に関わる弁護士たちの動きなどを見ながら、現行憲法を大事にしようという弁

護士の全国的な運動として、地元でも取り組みざるを得ないと感じたことです。最高裁は今や安倍政権の息のかかった裁判官が全席を占め、そうした状況下で訴訟を提起することには慎重論もありましたが、それでも提訴に踏み切ったのは、全国の原告弁護士を束ねる寺井一弘弁護士（第九回期目で意見陳述をしていただきました）の言葉を借りれば、「眼前で憲法違反の政治が行われているときに、司法が声をあげないということはあり得ない」と考えるからです。あわせて、仮に最高裁で最終的に安保法制に対する違憲判決が出なくても、そのことよって三権分立が機能していない日本の統治機構の現状が主権者＝国民に明らかになるという効果もあると考えています。

第二は、地元の状況です。私たち釧路弁護士会所属の弁護士有志が道東訴訟の提起を検討していた二〇一七年の年明けから春頃にかけての時期、地元で何が起きていたかと言えば、南スーダンPKOに帯広駐屯の陸上自衛隊第五旅団を中心に編成した部隊を派遣する方向で検討が始まっていました。南スーダンPKO日報問題や森友学園問題などの当時の政治情勢により第五旅団の派遣は最終的に実施には至りませんでした。安保法制の制定後、米軍と一体化するかたちで日本の軍事力の増強が進められるなかで、道東地域もその影響をいっそう強く受けるようになっていています。本年（二〇二〇年）一月の日米共同訓練（ノーザンヴァイパー）におけるオスプレーの補給拠点帯広駐屯地内の十勝飛行場とされる

可能性があったことも同様です。

安保法制の制定後に出された『第四次アミーデー・ナイ報告書』（二〇一八年一〇月）では、「自衛隊と米軍の各基地の統合や共同使用」などが提言されています。こうしたなかで、晴天率も高い十勝飛行場などは、日米共同訓練の拠点地域のひとつとして想定されていると思います。例えば、現状では佐世保（相浦駐屯地）にのみ設置されている陸自の水陸機動団（二四〇〇人規模）は、一個連隊（六〇〇人規模）を増員して沖縄か北海道に設置することが現在検討されています。大樹町浜大樹に揚陸訓練場があり、さらに十勝飛行場が北方面隊のヘリ大隊の拠点になっている十勝は、水陸機動団の新たな設置先の有力な候補地として考えられているのではないかと指摘もあります。十勝で平和運動を進める者にとつては、目が離せない状況が続いています。

2. 道東で安保法制違憲訴訟を行うことの意味

全国で行われている安保法制違憲訴訟に共通する基本的な意義としては以下の三点を指摘できます。

第一は、日本国憲法の基本原理の一つである第九条の平和主義の破壊を許さないということとです。平和主義は、他国の憲法にはない日本国憲法のアイデンティティです。戦争をくり返し、他国に多大な被害を与えてきた日本が深い反省に立つて制定したのが日本国憲法であり、その最も大事

な基本原理の一つが平和主義です。

第二は、憲法第九条の解釈改憲を許さないということとです。解釈改憲とは、正当な憲法改正の手続きを経ずに、現行の条文のままに、その意味する内容を変えることです。それは立憲主義の政治原則に違反する行為です。集団的自衛権の行使を可能にする安保法制は、個別的自衛権までを許容してきた従来の憲法第九条の解釈を大きく変えるものです。このような政治姿勢がまかり通っている状況に対抗するには、「憲法を守れ」ではなく、故・中村哲氏による言葉にもあるとおり、「憲法を行使せよ」という、より積極的な姿勢を求めることとなります。

第三は、「国家賠償法」に基づき、原告らの損害を賠償させることです。しかし、これは本訴訟の本来的な目的ではありません。そもそも日本の場合、韓国やドイツと違い憲法裁判所が無いこともあって、裁判を起こそうとすると、具体的事件による権利侵害の主張、損害賠償の請求という形式を整える必要があり、本訴訟もこのようなルールに合わせざるを得ないということです。全国の訴訟の中には、とりあえず一百万円の慰謝料を賠償させるとして提訴したところ（大阪）もありますが、慰謝料の金額はどうあれ、安保法制は違憲であると判決にはつきりと書かせることがやはり最も重要です。

訴訟の基本的な意義を以上のように確信した上で、道東で行うことの意味として追加しうること、北海道の面積の広さに関わりません。道東を管

<資料1> 安保法制の構成と主要事項

「平和安全法制」の構成

整備法

(一部改正を束ねたもの)

平和安全法制整備法: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本(附則による処理)

新規制定(1本)

国際平和支援法: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

「平和安全法制」主要事項の一覧

平和安全法制整備法

<p>1. 自衛隊法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 在外邦人等の保護措置 米軍等の部隊の武器等の防護 平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大 国外犯処罰規定 <p>2. 重要影響事態安全確保法(周辺事態安全確保法の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施するごと等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し 日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加 支援メニューの拡大 <p>3. 船舶検査活動法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正 国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施 <p>4. 国際平和協力法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連PKO等において実施できる業務の拡大(いわゆる安全確保、駆け付け警護)、業務に必要な武器使用権限の見直し 国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施 	<p>5. 事態対処法制の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 存立危機事態の名称、定義、手続等の整備(事態対処法) 存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等(自衛隊法) 武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊 存立危機事態における米軍その他の外国軍隊に対する支援活動を追加(米軍等行動関連措置法) 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加(特定公共施設利用法) 存立危機事態における海上輸送規制の実施(海上輸送規制法) 存立危機事態における捕虜取扱い法の適用(捕虜取扱い法) <p>6. 国家安全保障会議設置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 法改正等を踏まえた審議事項の整理
---	--

国際平和支援法: 国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

※ 内閣官房等作成「平和安全法制」の概要より引用。

轄する釧路地方裁判所の所管区域は釧路根室、オホーツク、十勝を含み、面積にして三万三九七八平方^キに及びます。釧路地裁は道内に四つある地裁（他に、札幌、旭川、函館）のうちで最も広大な面積を所管し、全国の地裁の中でも最も広い面積を所管しています。沖縄県を除く九州は面積が三万九五九七平方^キで、七県にそれぞれ一つずつ、計七つの地裁がありますが、釧路地裁の管轄する道東区域は九州とほぼ同規模の広さであるにもかかわらず、地裁は一つしかありません。しかも、その広大な地域では、先ほども紹介したとおり、日米による現下の軍拡の動きの影響が今後強く出てくる可能性もあります。こうしたことから、道東という括りで安保法制違憲訴訟を起こすことは意義のあることだと考えました。

3. 訴訟の法律構成（請求の原因）

訴訟を起こす場合、原告は訴状において被告に対し「請求の趣旨」を明らかにし、その上で「請求の趣旨」を根拠づける法的な主張をしなければなりません。この法的な主張を「請求の原因」といいます。

安保法制違憲訴訟の場合、「請求の趣旨」は先ほど説明したような事情により「国家賠償法」に基づく賠償請求などになっていますが、それを根拠づける「請求の原因」については、大きくは以下の三点を主張しています。すなわち、①安保法

制の違憲性、②原告らの権利ないし利益の存在、③原告らの権利ないし利益の侵害、の三点です。以下にそれぞれの項目について説明していきます。

(1) 安保法制の違憲性

安保法制の違憲性については、安保法制を根拠に実施することが想定されている以下の三つの事項が憲法第九条において禁止されている「武力行使」に該当するとし、そのことを違憲性の根拠としています。

一つは、「自衛隊法」と「武力攻撃事態対処法」の改正によって法定化された、集団的自衛権行使容認です。このうち「武力攻撃事態対処法」では、制定当初から武力行使を合憲と認める「三要件」が規定されていました。安保法制による改正を経て、これが改められました。新たな三要件では「存立危機事態」という概念が導入され、これにより、直接攻撃を受けているのが日本ではなく他国であっても、その状況が日本の存立にとって危機的であると判断される場合には、日本が武力行使を行うとされたことです。これが従来の政府の憲法第九条の解釈を大きく変えてしまったものです。

日本の武力行使の旧3要件と新3要件

- 旧3要件
 - ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること
 - ② これを排除するために他の適当な手段がないこと

いこと
③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

○ 新3要件

① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

集団的自衛権行使容認については、第一次安倍内閣の時に内閣法制局長官を務めていた宮崎礼彦氏が、前橋地裁と横浜地裁での証人尋問（二〇一九年六月一三日、一〇月三二日）において、「一見明白に違憲」などと証言しています。

二つは、「周辺事態法」の改正と「国際平和支援法」の制定によって実施要件が大きく緩和された後方支援の諸活動です。改正前の「周辺事態法」では、「周辺事態」を「我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と定義し、後方支援などの活動の実施地域は日本の領土の周辺に限られていました。これが安保法制での一括改正に伴い、「重要影響事態法」

<資料2> 道東訴訟の経過（2020年3月4日現在）

年月日		事項
2017年	3月1日	原告弁護団結成
	3月30日	原告弁護団、帯広市内で訴訟の説明会を開催
	4月25日	原告弁護団、釧路市内で訴訟の説明会を開催
	5月11日	原告弁護団、北見市内で訴訟の説明会を開催
	5月26日	釧路地裁に一次提訴（原告170名）
	7月24日	原告弁護団、根室市内で訴訟の説明会を開催
	8月19日	原告弁護団、網走市内で訴訟の説明会を開催
	11月29日	第1回口頭弁論 原告：訴状陳述、原告意見陳述、原告代理人意見陳述 被告：答弁書陳述
2018年	2月15日	釧路地裁に二次提訴（原告51名）
	3月2日	第2回口頭弁論 原告：第1・第2準備書面陳述、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
	6月19日	第3回口頭弁論 原告：第3準備書面陳述、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
	9月26日	第4回口頭弁論 原告：第4・第5準備書面陳述、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
	11月21日	第5回口頭弁論 原告：第6・第7準備書面陳述、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
2019年	2月4日	第6回口頭弁論 原告：原告意見陳述、原告代理人意見陳述 被告：準備書面(1)提出
	4月26日	第7回口頭弁論 原告：第8・第9・第10準備書面提出、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
	6月18日	第8回口頭弁論 原告：第11準備書面提出、原告意見陳述、原告代理人意見陳述
	9月24日	第9回口頭弁論 原告：原告意見陳述、原告代理人意見陳述、原告立証計画書提出、第12準備書面提出
	12月4日	第10回口頭弁論 原告：原告意見陳述、原告代理人意見陳述、原告人証（証人、原告本人）申請書提出
2020年	1月31日	原告人証申請に対する被告の意見書提出
	2月26日	第11回口頭弁論 原告：原告意見陳述、原告代理人意見陳述、第13準備書面提出、 請求原因の認否についての求釈明の申立書証提出
	5月26日	第12回口頭弁論（予定）
	7月29日	第13回口頭弁論（予定）

※ 研究会のレジユメの内容をもとに、編集部で作成（2020年5月）。

への名称変更にも表れているとおり、「周辺事態」も「我が国周辺の地域における」を削除された「重要影響事態」に改められ、後方支援などの活動を実施しうる地域に制限がなくなりました。あわせて、新たに制定された「国際平和支援法」も後方支援の恒久法です。さらに、これらの法律の改正・制定により、自衛隊は、「現に戦闘が行われている現場」以外であれば、戦闘現場のすぐ近くでの後方支援も可能になりました。後方支援には前線まで武器・弾薬を運ぶ作業なども含まれているので、戦闘地域と近接していますし、そもそも後方支援自体が前線の戦闘行為と一体であり武力行使そのものです。これが安保法制の制定によってさらに危険になり、違憲性がより明白になったという事です。

三つは、「PKO法」の改正によって付与された自衛隊の新任務です。安保法制の一環として「PKO法」が改正される前は、PKO活動中の自衛隊が武力を行使しうるのは、自衛隊員自身が危険な状況になったときに正当防衛として行使する場合に限られていましたが、法改正により以下の二つの任務が追加されました。一つは、外国でPKO活動中の自衛隊の近くでNGOなどが襲撃されたときに駆け付けてその保護にあたる「駆け付け警護」、もう一つは、他国の部隊との共同宿営地が襲撃を受けた場合、他国の部隊と連携して防護活動を行う「宿営地の共同防護」です。後者は「火網の連携」ともいい、集団的自衛権の行使の一種

です。いずれも、憲法で禁止されている武力行使に他なりません。

(2) 原告らの権利ないし利益の存在

原告らの権利ないし利益の存在については、以下の三つの権利・利益を主張しています。

第一は平和的生存権です。これは戦争の恐怖から逃れ平和のうちに生存する権利、平和国家で生きる権利を含む多様な幅広い権利であり、憲法の前文にも明記されています。すべての基本的人権の基底的権利であり、これが無ければ、全ての基本的人権は保障されないこととなります。

第二は人格権です。以下の二つのタイプに分けて主張しています。

一つは生命、健康、個人の尊厳に関わるタイプのもので、生命的人格権と総称しており、平和的生存権とも相当重なり合うものです。東京新聞論説委員の半田滋氏は二〇一九年一〇月、前橋地裁での裁判で、アメリカのような一〇年に一回程度のスパンで頻繁に戦争を行っているような国に後方支援などで日本が結びついていくことになれば、日本国民が危険や不安を覚えるのはもともと当たり前という趣旨の証言をしました。

もう一つは人格的自律に関わるタイプのもので、平穏生活権、内心の静謐、自律的な生き方など、個人が自分で自分の生き方を決めていく人格権です。原告の中には、意見陳述において、安保法制

によって、憲法を尊重してきた自分のこれまでの生き方を否定されたと主張する方が多くいます。

第三は憲法改正・決定権です。憲法を改正するには、憲法第九六条や関係法律などの定める手続きに従って行うのが正規の進め方です。しかし、安保法制はそうした正規の手続きを経ずに解釈改憲によって制定されているため、原告らの憲法改正・決定権を侵害しているとしています。

以上のような権利・利益を原告は侵害されたのである損害賠償をしてほしいという組み立てになっています。

(3) 原告らの権利ないし利益の侵害

憲法違反の法律を作ったら、それが即座に違法な行為になるかというと、少なくとも「国家賠償法」(以下、国賠法)上はそうではありません。

国賠法の違法性の判断については、「権利ないし法的利益の侵害を前提として公務員が個人の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かにより判断される」とする(職務行為基準説)と、「侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係により判断される」とする(相関関係理論)の二つの考え方があります。

本件に関する国側の主張は、職務行為基準説にある「権利ないし法的利益の侵害を前提として」の部分に比重を置いて、原告側が主張している平

和的生存権や人格権などは憲法上明確に保障されているわけではなく、侵害の前提となる権利ないし法的利益に該当しないと主張しています。つまり、安保法制が違憲の立法かどうかの判断まで到達させないことが意図されています。

これに対して私たち原告弁護団で考えているのは、安保法制は合憲か違憲かを判断するのが難しい曖昧なものではなく、一見明白に違憲の立法であり、そのような立法をすること自体、国会議員として国民に対し負担するべき、違憲の立法をしないという職務上の法的義務に明らかに違反しているのだから、裁判所は国賠法上の違法性判断の中で違憲判断を示すことが求められるということです。すなわち、職務行為を基準に立つても違法との判断ができるとの主張をしています。相關関係理論も採用し、ここでも一見明白に違憲の立法という「侵害行為の態様・程度」を問題にしています。

場合でない限り、国家賠償法一条一項の適用上、違法の評価を受けるものではない」と述べました。この昭和六〇年判決は損害賠償までは認めませんでした。この判決に従えば、安保法制は、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず、国会があえて当該立法を行うというとき、容易に想定しがたいような例外的な場合」に該当するので、国賠法上の違法行為に該当するということになります。

なお、このような考え方は、過去の最高裁の判例においてすでに認められています。

また、平成一七年在外邦人選挙権制限違憲訴訟判決では、「国会議員の立法行為または立法不作為は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利を行使する機会を確保するために、必要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為または立法不作為は、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けるべきである」と判じました。この判決では、前出の昭和六〇年判決と「異なる趣旨ではない」として、損害賠償の認容もしています。

例えば、昭和六〇年在宅投票制度廃止違憲訴訟判決では、まず一般論として「国会議員は立法に關しては原則として国民全体に対する關係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した關係での法的義務を負うものではないというべき」と断りながら、「国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず、国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定しがたいような例外的な

さらに、平成二七年再婚禁止期間違憲訴訟判決では、女性の再婚禁止期間を六カ月と定めた旧「民法」第七六七条第一項の規定について「仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法一条一項の適用上違法

の評価を受けるものではない」として違憲性を認めた上で、「もつとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものと、例外的に、その立法不作為は、国家賠償法一条一項の規定の適用上違法の評価を受けることがある」と判じました。この判決では、「民法」の規定の違憲性は認めましたが、立法不作為の違法性は認めず、賠償は認められませんでした。

以上に加えて、平成一七年在外邦人選挙権制限違憲訴訟判決を紹介いたします。この訴訟は、公立図書館の職員が特定の図書について独断で蔵書リストから除籍する処理をし、当該著書の著者が国家賠償請求訴訟を起したものです。同判決では「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めることを目的とする公的な場ということが出来る。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによつてこれ

を廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならぬ」とし、「公立図書館が、上記のとおり、住民

に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということが出来る。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならぬ」と判じました。

この平成一七年判決の特徴は、著者の権利・利益の存在を前提に図書館職員の職務上の義務の違反があるとするのではなく、まず図書館職員に職務上の義務の違反があつて、それに対するかたちで著者に自らの思想・意見等を公衆に伝達する利益があるとしたことです。これは救済の必要性が権利・利益を生むということを認めたものと解されます。

安保法制違憲訴訟ですでに出されている一審判決の中には、原告のいう平和的生存権などには具体的な権利性もなければ、利益性すらないと判じたものもあります。利益だけでも認めることができれば、前出の相関関係理論などにより侵害関係がどうかを判断しうる足掛かりになるので、平成一七年公立図書館訴訟判決のような判決

の組み立て方は、安保法制違憲訴訟でも利用しうると考えます。

安保法制違憲訴訟では「請求の原因」として以上の三点を主張していますが、これらは結局のところ、すべてが密接不可分で、一点目の「安保法制の違憲性」の判断が前提であり、この判断を避けたままでは、国賠法上の違法性の判断はできません。

4. 道東訴訟の経過と現在の局面

(1) これまでに行つた意見陳述

先ほども紹介したとおり、道東訴訟は二〇一七年五月二六日に釧路地裁に一次提訴を行い、半年後の同年一月二九日に第一回口頭弁論が行われました。これ以降、現在（二〇二〇年三月四日時点）までに二回の口頭弁論が開かれ、この中で延べ二三名の原告の意見陳述が行われてきています。第二回と第三回の間を担当裁判官が交代しましたが、原告意見陳述は認められています。

この間、原告側からの準備書面は第一三まで（資料三参照）、書証は法令等を一〇九まで、文献等を九一まで、新聞記事を四五六まで、陳述書を一〇六まで、その他（原告に関する文献等）を一まで、それぞれ提出済みです。

これまでの意見陳述から、いくつかご紹介します。

第一回では、十勝、釧根、オホーツクの各原告団の三人が意見陳述を行い、トップバッターとして、十勝の共同代表で元自衛官の末延隆成さんに陳述してもらいました。この中で、後方支援の危険な実態に関する話のほか、末延さん自身が自衛官時代に体験した、敵の捕虜になったときに自衛しないための訓練に関する話が紹介されました。この訓練は、通信線をショートさせて熱を発生させて、それで火傷を負わせる拷問に耐えるというものです。末延さん自身はその訓練によって尻に火傷を負つており、意見陳述の最中にその痕を見せようとして裁判官に注意されるという場面もありました。末延さんは二〇一九年六月七日にお亡くなりになり、大変残念です。

第一回ではこのほか、釧路市の野瀬義昭さんとオホーツクの原告団の共同代表である北見市の吉田邦子さんにも意見陳述を行つていただきました。東京の伊藤真弁護士にも代理人として意見陳述をしていただきました。

第二回（二〇一八年三月二日）では、釧根の原告団の共同代表である三宅信一さんが意見陳述を行いました。三宅さんは元北海道教育大学釧路校教授で、長年にわたり矢白別演習場の設置の反対運動などを指導してきた方です（二〇二〇年三月二日逝去）。同じく原告意見陳述を行った村田歩さんは、父親がいわゆる北海道綴方教育連盟事件（一九四〇〜四一年）で逮捕されたという経歴を持つ方です。

<資料3> 道東訴訟の準備書面の一覧（2020年3月4日現在）

原告側

	内容	提出された口頭弁論の回・日
第1準備書面	原告らの被侵害利益について（主に平和的生存権とその侵害について）	第2回口頭弁論（2018.03.02）
第2準備書面	立法行為の違法性及び憲法判断の必要性	同上
第3準備書面	安保法制の違憲性及び原告らの損害	第3回口頭弁論（2018.06.19）
第4準備書面	人格権の被侵害利益性と具体的被害	第4回口頭弁論（2018.09.26）
第5準備書面	憲法改正・決定権とその侵害による利益	同上
第6準備書面	駆け付け警護等〈南スーダンPKO〉の違憲性に関するもの	第5回口頭弁論（2018.11.21）
第7準備書面	被告による侵害行為の態様等と原告らに生じた損害	同上
第8準備書面	被告準備書面（1）に対する反論	第7回口頭弁論（2019.04.26）
第9準備書面	南スーダンPKO派遣による自衛官及びその関係者を含む原告らの損害	同上
第10準備書面	軍事力の機能から考察するわが国が保有しうる軍事力の限界について	同上
第11準備書面	違憲審査制と裁判所の役割	第8回口頭弁論（2019.06.18）
第12準備書面	原告の個別主張	第11回口頭弁論（2020.02.26）
第13準備書面	原告の個別主張	同上

被告側

	内容	提出された口頭弁論の回・日
準備書面（1）	原告の主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと	第6回口頭弁論（2019.02.04）

※ 研究会のレジュメの内容をもとに、編集部で作成（2020年5月）。

第三回（二〇一八年六月一九日）では、東京から角田由紀子弁護士に来てもらい、女性の立場から見た安保法制違憲訴訟の意義などについて原告代理人意見陳述を行ってもらいました。角田弁護士は早くから道東訴訟の提起を熱心に後押ししてくれていた一人です。

第四回（二〇一八年九月二六日）で原告意見陳述を行った山本政俊さんは、札幌学院大学の教授で、憲法学を担当している方です。山本さんは大学卒業後に自衛官になった教える子も多数おり、ある年の卒業式するとき、「自分たちが戦争に行かないように憲法九条を守ってほしい」と伝えるに来た学生がいて、「守る」と約束したそうです。

第七回で原告意見陳述を行った佐々木あずささんは、十勝で「海外派遣自衛官と家族の健康を考える会」の活動をしておられる方で、海外に派遣された自衛官のPTSDの問題などについて陳述しました。

毎回の口頭弁論では、広大な道東の各地から多くの支援者の皆さんに傍聴に来てもらっており、心強く思います。この訴訟を提起して本当に良かったと感じています。

(2) 証人尋問の申請をめぐる

先ほどもご説明したとおり、安保法制違憲訴訟では、「原告らの権利ないし利益」として平和的生存権や二つのタイプの人権などを主張してい

ます。これらの権利の立証に関係して、道東訴訟では、第九回口頭弁論（二〇一九年九月二四日）で立証計画書を提出し、証人尋問の申請を行ったところ。証人として申請した方は五名（青井美帆氏、飯島滋明氏、前田哲男氏、半田滋氏、志田陽子氏）です。

平和的生存権に関しては、先述のとおり、裁判所がなかなか認めない状況が続いています。しかし、同権利は、国連でも二〇一六年二月に「平和への権利宣言」が採択されており、世界的には注目されるようになっていきます。さらに、安保法制に基づいて日本の集団的自衛権の行使が可能になったことは、自衛隊が海外の戦闘地域に派遣される可能性を高め、日本も戦争に巻き込まれるのではないかと国民の不安感や精神的苦痛を高めています。平和的生存権を当初から明記する憲法を持つ日本の裁判所がこれを否定する憲法軽視の判断の流れは止めたいと考えています。

原告の人証申請に対し、被告の国は二〇二〇年一月三十一日付で意見書を提出し、人証調べの必要性はないとしています。この意見書は全国の裁判所に国が出しているものと同じです。これについて原告側から同年三月三十一日までに反論を提出する予定です。

全国の訴訟の状況を見渡しても、そもそも証人尋問自体がなかなか行われておらず、三地裁の計八名にとどまっています。北海道訴訟など、証人尋問も原告本人尋問も一切行わずに結審してしまっ

たケースもあります。こうした状況も踏まえ、道東訴訟では、尋問事項を工夫するなどのできる限りの努力をして、裁判所が証人尋問の実施を認め、憲法判断を行うための後押しをしたいと思います。

(3) 求釈明申立書の提出

第一一回口頭弁論では、原告代理人の倉本和宣弁護士が、求釈明申立書に関する意見陳述を行いました。裁判所は、当事者（原告・被告）に対して主張を促す求釈明権を持つており、これを被告に対して行使するよう原告から求めたことに関する意見陳述です。

原告側は準備書面としても二三通（計八八六ページ）を提出していますが、国は二通（計一〇六ページ）しか出しておらず、国は「原告の主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと」を主張するのみであり、例えば安保法制の憲法違反に関する認否（第二・第三準備書面）や南スーダンPKOでの危険性に関する認否（第六・第九準備書面）など、原告が主張する論点について認否していません。これを行うよう、裁判所から国に対して求釈明権を行使してほしいと原告側から求めたということです。

裁判所が国に釈明を求め、国が釈明を求められた個々の論点について否認ないし争うという認否をすることになれば、裁判上の争点になり、当然に証拠調べなどが行われなければなりません。国

の現在の姿勢は、積極的に争点をつくらうとせず、曖昧なまま進めようとしているように見えます。争点を明確にし、証拠調べを行い、後世の人に評価されるような判決を出してほしいと意見陳述をしました。

今後の日程についてご紹介しますと、すでに二〇二〇年五月二六日に第一二回、七月二九日に第一三回の口頭弁論の期日が設定されています。第一二回では裁判長と左陪席裁判官が交代になる関係で、弁論更新が行われる予定です。第一三回に証人尋問の採否が決まると思いますが、今後の裁判ではこれが重要なポイントになると思います。道東訴訟も判決に向けて重要な局面に入っています。

広大な北海道には自衛隊の駐屯地や演習場・訓練場が多数あり、安保法制の制定後、日米の軍事力の一体的な強化がますます進められ、平和的生存権が脅かされるようになっていきます。安保法制の違憲性を認めさせるまで、私自身も力を尽くしたいと考えています。

へさいとう みちとし・弁護士

本稿は、二〇二〇年三月四日に開催した、二〇一九年度第三回憲法研究会の内容をまとめたものです。
文責・編集部